

おむつ購入費助成のご案内

1. 事業内容

江東区では、おむつの持ち込みができない病院・施設等に入られている方を対象に、おむつの購入費助成を行っています。(助成対象となるのは申請受理月以降です)

【助成内容】

ひと月7,500円を上限におむつの購入費を助成します。(ひと月の金額が7,500円未満の場合、実費分を助成します)

【請求方法】

請求は年3回で、請求月の前月中旬に区役所から郵送される請求用紙で請求してください。

[請求月:4月、8月、12月]

請求にはおむつ代が記載された病院・施設・リース会社発行の領収書(コピー可)が必要となりますので、領収書は大切に保管してください(原則、ドラッグストア・病院内売店・通信販売等の個人購入は対象外)。

助成金は申請時の登録口座(受給者本人の口座)へ振込みします。振込みは請求月翌月の上旬頃です。

申請した月と受理された月が異なる場合があります。助成開始月は、別途お送りする決定通知書でご確認ください。

2. 対象となる方

下記の要件をすべて満たす方

① 江東区民で65歳以上である

② 要介護3・4・5の認定を受けている

※ ただし、要介護2以下の場合でも、以下2つのどちらかに該当する場合は対象とする

・ 重度認知症・疾病により排泄の意識がなく常時おむつの使用を必要とする方である

⇒ 常時おむつの使用を必要とすることが記載された医師の診断書が必要です。

診断書以外の名称の書類は受け付けません。

・ 病院に1ヶ月以上継続して入院している

③ 生活保護を受給していない

④ 介護保険適用(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院など)の施設へ入所していない

⑤ 心身障害者おむつ購入費助成を受けていない

⑥ 介護保険料段階第1～8段階であること

※1年以内に江東区へ転入された方は別途所得を証明する書類が必要になる場合があります。

詳しくは、申請前にお問い合わせください

3. 申請方法

【申請に必要な書類】 ①江東区高齢者おむつ購入費助成申請書 ②口座振替依頼書

* 場合により必要な書類が異なりますので詳細は区にお問い合わせください。

【提出方法】・介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)で書類記入・提出

・長寿サポートセンターで書類記入・提出

・区ホームページよりダウンロード後、郵送

4. その他

ご不明な点は、申請前に下記連絡先へお問い合わせください。

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 介護保険課在宅支援係 電話:03(3647)4319